

自分自身で意思決定することを大切にするために

埼玉県立大学 保健医療福祉学部
社会福祉子ども学科 准教授

小川 孔美

私たちは、日常生活におけるすべてのことについて、意思決定しながら生活しています。朝何時に起きようか、朝ごはんは何を食べようか、今日は何分発の電車に乗って行くのかなど、毎日多くのことを自分の判断で決定しています。

日々、多くのことを自分自身で意思決定をし、個人として尊重され生きる権利は、「基本的人権の尊重」を理念とする憲法13条において保障されています。

一人ひとりを独立した存在としてとらえ、その個人の価値を尊重することは、障がい

や認知症等により判断能力が不十分になったとしても、また、病気になる医療を必要とし、やがて人生の最終段階における医療行為において意思決定する際にも大切です。

そのため、わが国においてさまざまな「意思決定支援」のためのガイドラインがつくられています。

平成30年3月には「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」が、そして、同年6月には「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」が出されています。

例えば、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」には、「認知症の症状にかかわらず、本人には意思があり、意思決定能力を有するということを前提にして、意思決定支援をする」ことが、「認知症の人の特性を踏まえた意思決定支援の基本原則」として掲げられています。

認知症の症状が出てくると、介護者は、本人はよくわからないだろうから、よかれと思って代わりに決めてしまおう、あるいは、本人を説得するような支援が多くなり、本人が自分自身で意思決定をするチャンスを奪ってしまうことが多くなってしまうがちです。関わる家族、関係者らチームによる早期からの継続的支援の重要性等、多くの示唆がありますので、皆さん必ずご一読ください。